

子どもの 権利条約 ハンドブック

Ver.3

ねん
年

くみ
組



「生きる」教育
Education for Living

なまえ
名前

第 1 条

子どもとは…

18歳になっていない人を「子ども」とします。



第 2 条

差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがひ、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



第 3 条

子どもに最高の幸せを!

「子どもにとって、一番よいことは何か」が第一に考えられなければなりません。



第 4 条

国の義務・責任について

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



第 5 条

保護者(親など)の指導の尊重

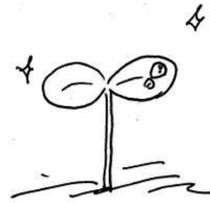
国は、保護者(親など)の意見を大切にします。保護者(親など)は、子どもの心や体の成長にあった指導をしなければなりません。



第 6 条

生きる権利 育つ権利

すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るための努力をしなければなりません。



第 7 条

名前と国籍をもつ権利 親を知り親に育てられる権利

子どもは、生まれるとすぐに名前をつけられ、国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第 8 条

自分についての情報を 知る権利

国は、子どもが自分の名前や国籍、家族関係などを知ることができるようにしなければなりません。



第 9 条

親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



第 10 条

ちがう国にいても親に会える権利

子どもには、はなればなれになっていて親と会える権利があります。いっしょにくらせなくても、どこにいるのが教えてもらえます。また、家族がいろいろな国へバラバラになったときは、できるだけいっしょにくらせるよう、国と国が相談します。



第 11 条

よその国に連れていかれない権利

国は、子どもがよその国に無理やり連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



第 12 条

自分の意見を言う権利

子どもには、自分に関係することについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の真谷に添って尊重されます。



第 13 条

表現の自由について

子どもは、自由な方法でいろいろなことを知ったり、自分の考えや思ったことを伝えたりすることができます。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



第 14 条

思想・良心・宗教の自由について

子どもは、どのような考えでも、もつことができます。また、神様や仏様などいろいろなものを信じることも自由です。ただし、ほかの人の権利をきずつけたり、わけもなく悪者にしたりしてはいけません。



第 15 条

グループを作ったりグループで集まったりする権利

子どもは、ほかの人たちと自由に集まってグループを作ったり、参加したりできます。ただし、社会の安全やルール、ほかの人たちの権利や自由を守らなければなりません。



第 16 条

プライバシーが守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



だい じょう 第 17 条

こ 子どものための じょうほう 情報について

子どもは、自分の幸福や健康、成長に役立つさまざまな情報を手に入れることができます。そのため、国は、本や新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報を知らせるようにはげます。



だい じょう 第 18 条

ほ ごしゃ おや 保護者(親など)が こ ぞだ せきにん 子どもを育てる責任

子どもを育てるのは親の責任です。ただし、それができない場合には、親以外の保護者が育てることもあります。国は、保護者(親など)がちゃんと子どもを育てられるように助けなければなりません。



だい じょう 第 19 条

ぼうりょく あらゆる暴力から まも けんり 守られる権利

保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



だい じょう 第 20 条

いえ かぞく 家や家族をなくした こ 子どもについて

子どもは、自分の家族といっしょにくらせなくなったときや、家族とはなれた方がその子どもにとってよい場合には、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国からまもってもらえます。



だい じょう 第 21 条

あたらし かぞく けんり 新しい家族ができる権利

本当の親と生活できない子どもは、国や役所がよく調べた上で、その子どもにとってよいと認められた場合には、新しい家族をもつことができます。



だい じょう 第 22 条

なんみん こ ほご 難民の子どもの保護

戦争などで住めなくなったり、さまざまな理由で守られるべき権利をひどくきずつけられたりした子ども(難民となった子ども)は、ほかの国で助けられ、守られます。



だい じょう 第 23 条

しょう こ ほご 障がいのある子どもの保護

心や体に障がいがある子どもは、心や体を受け、生活や仕事のためのトレーニングを受けることができ、自分らしく生きていけるように守られます。



だい じょう 第 24 条

けんこう けんり 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



第 25 条

施設に入っている

子どもの保護

病院や施設に入っている子どもは、治療や世話のしかたがその子どもにあってるか、定期的に調べてもらえます。



第 26 条

社会保障を受ける権利

子どもや、その家族が生活していくお金にこまっているときは、国が助けてくれます。



第 27 条

人間らしい生活をする権利

子どもには、着るもの、食べるもの、住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者（親など）、国からそろえてもらう権利があります。



第 28 条

教育を受ける権利

子どもには小学校での教育を受ける権利があり、さらに学習したい場合には、すべての子どもに対して、そのチャンスがあたえられます。



第 29 条

教育の目的について

教育とは、ひとりひとりの子どものステキなところをできるだけ伸ばすものです。子どもには、自分とほかの人の権利や文化を守ること、すべての人と仲良くしたり自然を大切にしたりすることなどを、学べる権利があります。



第 30 条

少数民族や先住民の

子どもの権利

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばを大切にすることを権利をもっています。



第 31 条

休み・遊ぶ権利

子どもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利があります。また、自由に絵をかいたり、歌をうたったり、スポーツなどをすることもできます。



第 32 条

大人のために

働かされない権利

子どもには、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないよう守られる権利があります。



だい 第 33 条 じょう

まやく こころ くすり 麻薬や心の薬のよくない

つか かた まも けんり 使い方から守られる権利

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように、子どもを守らなければなりません。



だい 第 34 条 じょう

プライベートゾーンを

まも けんり 守る権利

国は、子どもが自分のプライベートゾーンを大切にできるよう、子どもを守らなければなりません。



だい 第 35 条 じょう

ゆうかい じんしんばいばい 誘拐や人身売買から

まも けんり 守られる権利

国は、子どもが誘拐されたり、物のように「売り買い」されたりしないように、子どもを守らなければなりません。



だい 第 36 条 じょう

おとな りよう けんり 大人に利用されない権利

国は、大人が子どもを利用し、子どもの大切なものをきずつけ、子どもの幸せをうばうことから、子どもを守らなければなりません。



だい 第 37 条 じょう

し けい ごうもん・死刑から

まも けんり 守られる権利

どんな子どもも、痛みや苦しみをあたえられて無理やり質問に答えさせられたり、死刑にされたりしません。もし、悪いことをしてつかまったとしても、年齢にあった人間らしいあつかいを受けることができます。



だい 第 38 条 じょう

せんそう まも けんり 戦争から守られる権利

国は、15歳になっていない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはいけません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは、すべてしてなくてははいけません。



だい 第 39 条 じょう

ぎせい こ 犠牲になった子どもについて

もしも、子どもがほうっておかれたり、暴力を受けたり、戦争にまきこまれたりした場合には、国は、その子どもの心と体の傷をなおし、社会で生活できるように守らなければなりません。



だい 第 40 条 じょう

こ つみ と 子どもが罪を問われたとき

国は、罪をおかした子どもが、人間の大切さを学びなおし、ふつうの生活にもどったときに、社会での自分自身の役割をはたすことができるように、必要なことをしなければなりません。



